

# 日常点検、定期点検、簡単なメンテナンス

お車をご使用の方の安全と車を快適にご使用いた  
だくために、道路運送車両法で1日1回の日常点  
検と6か月、12か月毎の定期点検整備を行うこと  
が義務づけられています。  
安全快適にお乗りいただきために、必ず実施して  
ください。



## 警告

点検整備の方法を正しく行わないことや、不  
適当な整備、未修理は、転倒事故などを起こす  
原因となり、死亡または重大な傷害に至る可  
能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノー  
トに記載された点検方法・要領を守り、必ず  
実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。

各点検、メンテナンス等については、以下のページ をご覧ください。	
一ヶ月目点検について……………	46
交換部品について……………	46
日常点検……………	47
メンテナンス部品配置図……………	48
定期点検……………	50
6か月点検項目……………	51
簡単なメンテナンス……………	52
ブレーキ……………	53
タイヤ……………	57
ドライブチェーン……………	61
エンジンオイル……………	63
クラッチ……………	67
バッテリ……………	69
ヒューズ……………	74
エアクリーナ……………	76
ブリーザードレン……………	78